

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

- ◆健康危機管理連絡会議や感染症・自然災害対応に関する協議等を通じて、管内関係機関との連携を図ることにより、健康被害発生時及び災害発生時等の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ◆様々な健康危機を想定した実践的な訓練を実施し、佐伯市や関係機関と連携した体制を整備します。
- ◆研修会等を通じて、職員や社会福祉施設関係者等の健康危機管理対応力を強化します。

I-2 食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

- ◆食品の事故の発生を防止するため、食品営業施設に対してHACCPの定着支援を行います。
- ◆不衛生な食品を製造した営業者に対して、積極的な衛生指導を行います。

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

- ◆健康づくり関係者と協働し、働き盛り世代の健康づくり及び生活習慣病予防を推進します。
- ◆働き盛り世代が自然と健康的に生活できる環境及び体制の整備を図ります。

II-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ◆多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムを推進します。
- ◆将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し、地域の医療関係者等と認識の共有を図ります。

III グリーンアップおおいたの推進

- ◆グリーンアップおおいた実践隊の活動を支援し、環境教育アドバイザー制度の周知により環境教育を推進します。
- ◆立入検査計画に基づく事業場監視や浄化槽講習会実施等による排水対策を推進します。
- ◆産業廃棄物の不法投棄・不適切処理対策を推進します。
- ◆改正大気汚染防止法について周知し、アスベスト飛散防止対策を推進します。

IV 保健所DXの推進による県民サービスの向上

- ◆既存の業務や会議・研修について内容や開催方法等を見直し、参加者の利便性の向上に努めます。
- ◆電子申請に対応できる体制を整え、県民サービス向上に努めます。
- ◆多様なICTツールの業務への活用を検討するとともに、活用推進に向けた職員の人材育成を行います。

現状と課題

健康危機管理とは、感染症や自然災害、食中毒等によって生じる生命や健康の安全を脅かす事態に対して、発生予防及び拡大防止等に関する業務であり、公衆衛生の観点から迅速かつ適切な対応が求められる。感染症については、感染拡大に備え、医療機関に対し医療措置協定の締結を依頼し、入院病床数（目標：30床）と発熱外来数（目標：24機関）の目標を達成したところであるが、健康危機対応計画（感染症編）に基づき、新興感染症や薬剤耐性（AMR）対策、外国出生結核患者対応等に係る平時からの体制づくりが一層重要となる。

そのため、保健所は健康危機管理の拠点として、平時から種々の健康危機管理事案の発生に備え、関係機関との相互の協力体制を確立し、予防対策や事案発生時における迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止を図る必要がある。

また、南部地域は南海トラフ巨大地震及び津波浸水被害が予測される地域であり、災害時における地域の医療・保健機能の維持を図るため、平時から佐伯市、佐伯市医師会等と連携し、保健医療福祉活動に関する情報連携及び各種実践的訓練を充実させることが重要である。

中期目標（目標年度：令和11年度）

- ・新興感染症について感染症予防計画及び健康危機対応計画に定めた対策・体制が機能し、適切な医療提供や検査体制、拡大防止等が図られる。
- ・大規模災害等の発生に備えた体制が整備されている。
- ・社会福祉施設（入所）における感染症集団発生件数の減少（15件以下）：参考（R5 35件 R6 23件 R7 20件（R8年2月末現在））

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 感染症、食中毒等対応

（1）地域に応じた感染症対策

○南部保健所健康危機対応計画（感染症編）に係る所内及び関係機関との訓練

▶▶年3回以上

○健康危機管理情報の提供

①あなたの街の感染症情報のホームページ掲載

▶▶毎週

②各種情報媒体を用いた注意喚起

▶▶適時

（2）地域の感染症対応力向上を目指した会議、研修会等の開催

○鳥インフルエンザ発生に備え、振興局や家畜保健衛生所と連携しながら実践的な訓練実施

▶▶年3回以上

○社会福祉施設向け健康危機管理研修会（3課で横断的に開催）

▶▶年1回

○外国出生結核患者雇用事業所との連携（事業所訪問及び健康講話）

▶▶年2回以上

2 自然災害対応

（1）実践的なアクションカード訓練、避難訓練の実施

○アクションカード等実践的訓練・各種研修の実施

▶▶年5回以上

（2）自治体の支援や保健医療活動チームが派遣されること（受援）を想定した災害体制整備

○市・関係機関との合同訓練

▶▶年1回以上

○県DHEAT※養成研修への参加人数

▶▶6名以上

※ 災害時における被災地の保健医療活動の円滑な実施を確保するため、被災都道府県等の要請に基づき派遣される支援班

現状と課題

R3年度に食品衛生法が改正され、全ての食品営業者についてHACCP※による衛生管理の取組が義務化されている。法改正から約5年が経過し、HACCP導入済みの施設は約96%程度（約1320許可施設中 約1270施設）と、ほぼ全ての営業施設においてHACCPの取組が導入された。しかし、一度はHACCPの取組を導入したものの、定着していない施設も多くあることから、既存の営業許可施設へのHACCPの定着支援が必要である。

一方、既にHACCPに基づく高度な衛生管理を実施している営業施設については大規模な食品製造工場が多いことから、その管理の検証を行うため立入指導を行う必要がある。

また、コロナ禍前の日常に戻るにつれ、全国的にも食中毒が増加傾向にあることから、食品製造事業者、特に食品検査で衛生状態が不良であった食品製造事業者に対して積極的な衛生指導を行う必要がある。

※危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法

中期目標（目標年度：令和11年度）

飲食店を原因とする細菌性食中毒発生件数 0件

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 HACCPの定着支援

(1) HACCPの考え方を取り入れた事業者に対する定着支援

○HACCPの考え方を取り入れた衛生管理方法を解説・指導する衛生講習会の回数

▶▶ 10回

(2) HACCPに基づく衛生管理を実施している営業施設に対する衛生管理の検証

○HACCPに基づく高度な衛生管理を実施する営業許可施設への立入指導

▶▶ 対象施設に立入り年1回以上（100%）

2 食品製造業者に対する立入指導

(1) 衛生状態が不良である食品製造事業者への指導

○前年度、大分県食品衛生指導基準に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設への立入指導

▶▶ 対象施設について立入り年1回以上（100%）

現状と課題

平成26年度から、関係機関と協力して働き盛り世代の健康づくり対策を進めており、健康経営事業所の登録数は増加している。しかしながら、十分な理解がされずに登録をやめてしまう事業所も見受けられる。健康経営事業所に登録した後、健康経営の理解を深め、健康づくりに取り組めるよう、事業所への継続した訪問やセミナーを通じた普及啓発が必要である。また、働く前の若者世代が自分の健康について考える機会を持ち、若いうちから規則正しい生活習慣を獲得できるように、佐伯市とともにアプローチが必要である。働き盛り世代には多方面からのアプローチが求められ、佐伯市をはじめ関係機関との連携も欠かせない。

令和8年度は、労働基準監督署等と連携し、事業主へのアプローチを引続き実施する。さらに、各連携会議を開催することで佐伯市及び関係機関との連携した取組を推進する。

中期目標（目標年度：令和11年度）

健康経営事業所認定事業所の認定率（45%）※令和7年度認定率：41.7%

事業所ぐるみの健康づくりを実践する事業所の増加（70%）※令和7年度実施率：65.7%

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

(1) 管内事業所への健康づくり支援

○健康経営事業所登録事業所数

▶▶ R7年187カ所※1→191カ所 ※1 R8年3月31日時点

○健康経営事業所認定事業所数

▶▶ R7年78カ所※2→80カ所 ※2 R8年3月31日時点

○職場環境改善アドバイザーによる事業所支援数

▶▶ 新規1カ所

(2) 健康経営事業所応援セミナー等の開催

▶▶ 年1回以上

(3) 地域の健康情報の発信

▶▶ 年1回以上

(4) 健康アプリ「あるとつく」の普及啓発

○各種会議・研修会での啓発

▶▶ 年3回以上

2 健康を支援する環境及び体制の整備

(1) 地域・職域健康づくり推進会議の開催

▶▶ 年1回

(2) 働き盛り世代の生活習慣病予防等の推進に向けた関係機関との連絡会の開催

○地域・職域健康づくり推進会議実務者会議の開催

▶▶ 年2回

(3) 13指標※3の健康課題に対し、市と連携した取組の推進

○市と協働による健康づくり事業の実施

▶▶ 年2回

(4) 生活習慣病予防及び重症化予防に向けた取組の推進

○市と協働した糖尿病性腎症重症化予防事業、検討会議の開催

▶▶ 年1回

(5) 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進

○食の健康応援団新規登録店

▶▶ 1カ所

※3 各市町村で取り組みやすい健康指標を用いて各市町村の健康状況を客観的に見える化し、市町村ごとのランキングで表したものの

現状と課題

佐伯市の高齢化率は43.9%※1であり、将来推計※2ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2030年には46.1%、2040年には49.4%とおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する精神障がい者、難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。

平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市薬剤師会・佐伯市等と協働して在宅医療・介護連携の体制整備に着手し、平成27年度からは、佐伯市主体の「在宅医療・介護連携推進事業」が効率的・効果的に実施できるよう支援を行ってきた。引き続き、多職種連携強化や医療・介護ケアの質の向上を図るほか、全世代型へのシステム拡大に向けた支援が必要である。

併せて、人材不足、医師の働き方改革を踏まえた地域の医療体制のあり方について検証を進めるとともに、関係機関と将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し認識の共有を図る必要がある。

※1 県統計調査課「大分県の人口推計（令和7年10月1日現在）」 ※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

中期目標（目標年度：令和11年度）

入退院時情報共有ルールに基づいて、介護支援専門員が医療機関から退院の連絡を受けた率の向上※3（R6年度実績：84.3%）

※3 入院時情報共有実態調査（県高齢者福祉課実施）のうち、医療機関住所別の退院時連絡率

対策の概要 ▶▶ 目標指標**1 多職種の資質向上と連携強化の推進**

- (1) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議の開催及び多職種を含む研修等の実施

○佐伯地域看護ネットワーク推進会議

▶▶年6回

- (2) 入退院時情報共有ルールの効果的な運用のための取組
実態調査結果の還元、ルールの周知
(精神科領域も含む)

○医療介護連携に係る会議又は研修

▶▶年1回

○多職種が参加する会議や研修会で結果を還元し共有ルールの周知を図る

▶▶年2回以上

- (3) 全世代型地域包括ケアシステムの足がかりとして、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進する。

○事例検討や地域課題（入退院時情報共有の定着）を踏まえた精神保健医療福祉の連携会議・研修

▶▶年2回以上

2 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 国から示された「新たな地域医療構想策定ガイドライン」に基づき、2040年を見据えて、所管する二次医療圏に係る将来の医療提供体制について情報収集、協議

○管内の医療機関関係者等が参集（ZOOM等を含む）して実施

▶▶年1回以上

現状と課題

平成15年度、大分県の美しい自然と快適な環境を守り、将来に継承するため「ごみゼロおおいた作戦」をスタートし、平成28年度からは「おおいたうつくし作戦」にステップアップさせ、佐伯市内においては、「さいきうつくし作戦実行委員会」を通じて、地域に根付いた様々な取組を展開してきた。

近年、地球温暖化やプラスチックごみなど、環境問題は深刻化し、県民、企業、地域社会が広く課題を共有していくことが必要となっている。自然環境を守り、ビジネスなどに活かし、観光や投資などで選ばれることを目標とし、新たに「グリーンアップおおいた」が策定されたことを受け、地域の特性を活かした取組を進めるとともに、活動団体と地域住民・企業等の地域における支援を行う必要がある。

また、番匠川をはじめとする管内の豊かな水環境保全のため、適正な流入排水対策が求められることから、事業場排水監視や生活排水処理施設である浄化槽の適正使用の推進に取り組む必要がある。

併せて、管内での産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、令和7年度7件確認され、また、県をまたいだ相談もあるなど後を絶たないことから、関係行政機関と連携して不法投棄・不適正処理対策を強化する必要がある。

さらに、大気汚染防止法の一部が改正され、アスベスト含有成形板等（いわゆるレベル3建材）を使用した建築物の解体作業基準が強化されたことに伴い、事前調査が義務化され、解体工事業者等に対する監視指導体制を強化する必要がある。

中期目標（目標年度：令和11年度）

廃棄物の不適正処理の早期解決を図るため、関係行政機関との連携をより一層充実させる。（年1回の連絡協議会を令和10年度まで継続）
浄化槽法定検査の受検率を令和10年度までに2%向上させる。

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 環境を守り活かす担い手づくりの推進

(1) グリーンアップおおいた実践隊の活動支援

○地域連絡会の開催

(2) 環境教育の推進

○環境教育アドバイザーの周知

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

(1) 関係行政機関で構成された南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催

○南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催

▶▶年1回

2 豊かな水環境保全の推進

(1) 事業場立入検査計画に基づく監視指導の実施

○事業場立入検査計画に対する検査指導率

▶▶100%

(2) 生活排水対策の推進

○浄化槽法定検査未受検者への文書指導率

▶▶100%

4 アスベスト飛散防止対策の強化

(1) 建設リサイクル法に基づく解体工事業者等に対する監視指導の実施

○解体工事業者等に対する監視指導の実施

▶▶年12回

現状と課題

業務改善プラットフォームであるキントーンを活用し、医療法に基づく立入検査に係る事務、医療安全支援センター相談記録や被爆者台帳の電子化等の業務効率化を推進することができた。また、生活衛生分野においても台帳整備等についてキントーンを活用した業務改善を提案した。

また、人材育成の面では、所内でICT推進ワーキンググループが中心となって、職員のDXリテラシーの向上を図るとともに、DX推進リーダーが専門的な研修を受けて、所内の行政DXを牽引している。

全庁的にDXが推進される中で、令和5年度には福祉保健部において「保健所DXプロジェクトチーム」が設置され、具体的な検討や成果の報告が行われている。所内においても、ICT等の活用による業務効率化の効果が最大限得られるよう、業務自体の見直しを行いつつ、好事例を保健所業務全般に横展開し、ICT化をさらに推進することで、具体的な業務の効率化と県民の利便性向上に結びつけていく必要がある。

中期目標（目標年度：令和11年度）

全ての業務を対象に、DXによる効率化を図り、職員の事務処理負担を軽減するとともに、時代に即した県民サービス向上を推進する。所内全職員が生成AI（exaBase）を活用する（窓口業務手順を平準化、各種照会回答等）。

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 既存の業務や会議・研修の見直し

(1) 事業・会議の統廃合

(2) 会議・研修の開催方法の見直し

○ ZOOM等を活用したオンライン会議・研修の数

▶▶ 20件以上

2 ICTスキル向上のための所内人材育成

(1) 多様なICTツールを活用できる職員の育成

○ DX研修受講者の人数

▶▶ 22名（100%）

3 紙ベースで行っている業務の電子化の推進

(1) 電子申請に対応できる業務工程の見直し

電子申請システムGrafferやFormbridgeを用いた会議や研修等における出席回答方法及び各種意見照会等の電子化

(2) 紙書類の使用見直し（ペーパーレス化）

○ 業務効率化のための環境整備（窓口業務における生成AI活用等）

▶▶ 所内全域でのlgwan回線整備の推進

(3) 事業者や県民への周知と利用促進

○ 所内で電子申請システムGraffer等を活用した全担当職員の数

▶▶ 18名（100%）

○ 議事録作成ツール（ScribeAssist等）を活用した各種記録の作成

▶▶ 5件

○ 生成AIを業務に活用する担当職員数

▶▶ 14名（80%）

○ kintoneを活用した業務改善件数

▶▶ 1件以上